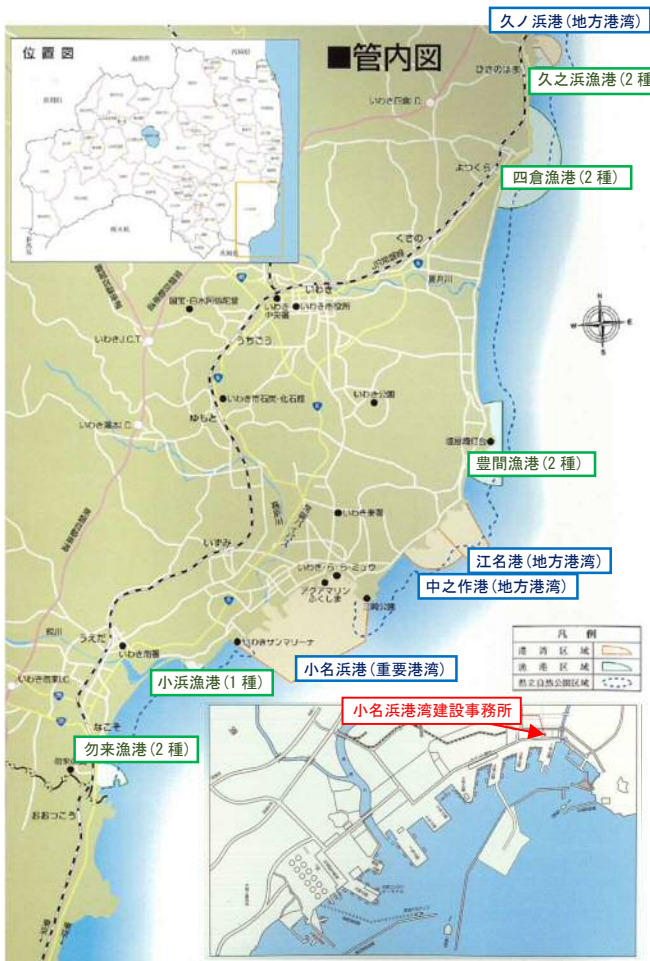


維持管理業務



施設管理体制

〈パトロール体制〉

管内の港湾・漁港施設および海岸の状況を把握し、管理の万全を期すため、職員によるパトロールを実施しています。

➤ 平常時パトロール

1. 港パトロール

回数：週1回

コース：管内港湾・漁港施設および海岸(左図)

2. 道路パトロール

回数：週2回

コース：小名浜港、中之作港、江名港の臨港道路、小名浜マリブリッジ各公園施設※

※サンマリーナ、みなと運動公園、みなと公園
1号・2号埠頭公園、勝見ヶ浦公園

➤ 異常時パトロール：随時

・注意報(津波)・警報(高潮・津波・波浪)発令時

➤ 緊急パトロール：随時

・地震発生時(震度4以上)

○ 港湾(計4港湾)

- ・重要港湾(1港) 小名浜港
- ・地方港湾(3港) 江名港、中之作港、久之浜港(避難港)

○ 漁港(計5漁港)

- ・第2種漁港(4港)
久之浜漁港、
四倉漁港、豊間漁港、
勿来漁港
- ・第1種漁港(1港)
小浜漁港

〈立入制限区域の管理〉

「SOLAS条約」および「国際船舶・港湾保安法」に基づき、小名浜港では、ふ頭の保安措置として6つの地区に立入制限区域を設け、各ふ頭入口に警備員を配置し、人・車両・貨物等の出入を管理しています。

➤ 立入制限区域6地区

- 3号ふ頭
- 4号ふ頭
- 5号・6号ふ頭
- 7号ふ頭
- 藤原ふ頭
- 大剣ふ頭

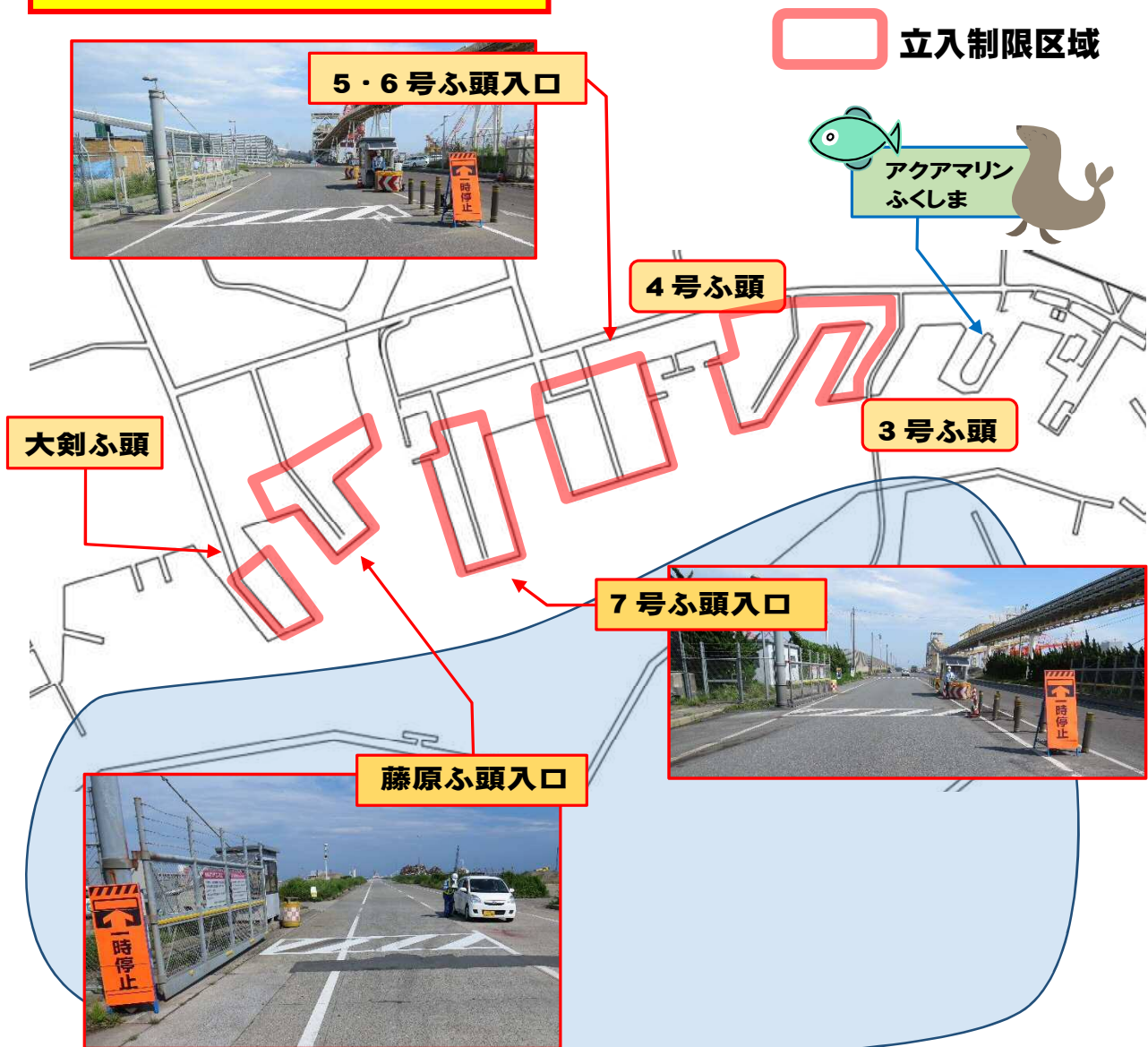
小名浜港ふ頭保安措置

平成13年の米国における同時多発テロ事件を契機として、平成14年12月に「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）附属書」の改正が採択されました。

さらに、平成16年7月1日からは、この条約を担保する国内法として「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」が施行され、小名浜港では、ふ頭保安措置として立入制限区域を設け、人・車両・貨物等の出入を管理しています。

また、国土交通省の告示により、平成26年7月1日以降、立入制限区域に立ち入ろうとする全ての人に対して、**3点確認(本人・所属・目的確認)**の実施が義務づけられたため、各埠頭入口で警備員により小名浜港制限区域立入許可証による3点確認を実施しています。

【❖】立入制限区域（6地区）



港湾・漁港の維持管理

施設の適切な機能維持や港湾・漁業活動における安全確保を行っています。

【❖】安全確保の取り組み



➤ 漂流物の回収を行っています。



➤ 漂流木の撤去・処分を行っています。

【❖】事故時の対応



➤ 油流出事故

油が広がったり、移動したりしないよう
オイルフェンス（柵）で囲っています。



監理監督船「てるしま」にて、
油吸着マットを使い、流出した
油の回収を行っています。

【❖】港湾漁港施設の維持管理



※防舷材とは……

岸壁に船を着ける時の衝撃をやわらげるため
係船岸に取り付ける緩衝材。ゴム製が多い。

➤ 老朽化した防舷材の補修を行っています。



小名浜港湾建設事務所では、維持管理費用の縮減と施設の長寿命化を図るため、
適切な維持管理や施設の補修、長寿命化計画の策定を行っています。